

定 款

(2022 年 6 月 21 日)

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社はレシップホールディングス株式会社と称し、英文では LECIP HOLDINGS CORPORATION と表示する。

第 2 条 (目的)

1. 当社は次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
 - (1) 電気機械器具及びこれに関連する製品の製造、並びに販売
 - (2) 産業用機械器具、その他の精密機械器具及びこれらに関連する製品の製造並びに販売
 - (3) 一般機械器具並びに輸送用機械器具及びこれらに関連する製品の製造並びに販売
 - (4) 鉄鋼、非鉄金属製品及び化学製品並びにこれらに関連する製品の製造並びに販売
 - (5) 前各号に付帯、又は関連する工事の設計、施工
 - (6) 前各号に掲げる製品及び部品の輸出及び輸入並びにこれらの代理業及び仲立業
 - (7) 損害保険代理業、自動車損害賠償保険法にもとづく保険代理業及び生命保険代理業
 - (8) 不動産の売買・仲介・賃貸・管理業務
 - (9) 物品のリース・レンタル業
 - (10) 経営コンサルタント業
 - (11) 投資業
 - (12) 著作権、特許等の知的財産権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウェアの企画、開発、取得、販売、利用及び仲介
 - (13) 情報の処理及び提供並びに電気通信事業
 - (14) 電気工事、機械器具設置工事及び関連する建設工事
 - (15) 前各号に付帯する一切の業務
2. 当社は前項に付帯する業務を行うことができる。

第 3 条 (所在地)

当社は本店を本巣市におく。

第 4 条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は 44,000,000 株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は 100 株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第9条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第11条（株式取扱規定）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規定による。

第3章 株主総会

第12条（招集時期）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会はその必要ある場合に随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第14条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

第15条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条（決議方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）は10名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条（取締役の選任方法）

1. 当会社の取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第20条（補欠の監査等委員である取締役の予選の効力）

補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任決議のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

第21条（任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときを超えることはできないものとする。

第22条（役付取締役及び代表取締役）

1. 取締役会は、その決議により取締役社長のほか、必要に応じて取締役会長・取締役副社長・専務取締役・常務取締役及び取締役相談役を定めることができる。
2. 取締役会は、その決議によって代表取締役3名以内を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

第23条（取締役会の招集者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第26条（取締役会の決議）

1. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規定）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。

第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第5章 監査等委員会

第29条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 30 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 6 章 取締役の責任免除

第31条（損害賠償責任の一部免除）

1. 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第 7 章 計 算

第 32 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 33 条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

第 34 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 35 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

（附則）

第 1 条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

1. 定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上